



十津川

2024

4

第751号

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

令和6年度 施政方針



3月7日から14日まで令和6年十津川村議会第1回定例会が開かれ、小山手村長が令和6年度の施政方針を表明しました。その内容(要約)をお知らせします。

次の6つの方針をもとに、快適に暮らせる生活環境の向上、移住定住しやすい快適な住環境整備、村民の安全が確保できる防災機能の強化、個別施設管理計画に基づく公共施設の再編などを重点施策と位置づけました。



01 教育・生涯学習の推進

村の宝を一人ひとりが継承し、人間力・個性・村愛精神を養う教育・生涯学習をすすめ、やりがい生きがいのあふれるむらづくりを進めます。

学校教育の環境整備

教員の働き方改革として、教員が児童生徒への指導や教材研究などに注力できるよう、各校1人の教員業務支援員の配置を予定しています。また、村費講師を採用し、複式学級の解消を図ります。

「こどもにキッズルーム」の運営

子どもたちの放課後の安心安全な居場所の確保とその保護者の就労の円滑化を図ります。

十津川高等学校との連携

教育の観点からだけでなく、「十津

川高校の存続が村の活性化に繋がる」と村の振興の象徴と位置づけ、高校と村が連携した取り組みを進めます。

高校生世代への応援補助

高校生世代のお子さんを持つ家庭への支援として、児童手当とは別に村独自の応援補助を新設します。

村史の編さん

令和6年度に「歴史資料編」古代中世・文化財を刊行、令和7年度に「歴史本編」、令和8年度には「民俗本編」を刊行する予定で進めます。

02 助けあい支えあう 地域福祉の向上

人口減少が深刻な状況の中、村民が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らし続けられるよう地域福祉の充実を目指します。

特別養護老人ホーム高森の郷の支援

指定管理者が新たな法人に移行されるため、今後も利用者やその家族が安心して利用できる安定的な施設運営に向け支援を行います。

子育て世代の経済的負担を軽減

子ども医療費等助成事業の現物支給対象年齢を就学前から高校生までに拡大し医療機関での窓口負担を無くします。

生活支援の取組みの継続

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、有償ボランティア活動の仕組みを引き続き支援し、隣近所の助け合いの仕組みと地域活動に参加してこうとする住民一人ひとりの積極的な姿勢を後押しするとともに、すべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らし続けることができるよう、生活支援サービスを担うさまざまな取り組みを継続します。

介護予防事業の継続・拡充

健康寿命の延伸や要介護状態にならないために、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を行い、高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりに取り組む場の提供及び支援に取り組みます。

03 村外から人を 迎え入れるしくみの構築

村外に対する発信力を高め、人を迎え入れる仕組みの構築を目指します。

「がんばる事業者応援事業」を継続

村内で事業を営む中小・小規模事業者などの事業活動の維持や新たな雇用の創出を図ります。

村内外の移住者受け入れの基盤整備

居住可能な住宅環境が乏しいという課題の解消のため、民間賃貸用集合住宅の建設を継続して支援します。

空き家の有効活用

空き家情報バンク利用者に対する改修事業補助や、空き家を解体し新たに住宅などを建設したり、危険な空き家を解体し景観や住環境を整備するための解体事業補助は制度を拡充します。

地域おこし協力隊・集落支援員の配置

移住定住による人口増施策として、人手不足の著しい村において新たな労働力となるよう取り組みを継続します。また、集落支援員は、従前から行っている集落内の水道施設の困りごとなどに対応します。

村の資源を活かした産業の振興

04

村のあらゆる宝を最大限に活かして地域内循環を促すとともに、村ならではの生業で「十津川ブランド」の確立を目指します。

「賑わいづくり」や「憩いの場」を創出

コロナ禍からの再開に向けて、行政の強力な後押しが必要不可欠です。令和6年度の「源泉かけ流し宣言・紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録」ダブル20周年事業により、観光客等の集客増を図り、ひいては地域経済の活性化の起爆剤とします。

山の価値を高め所有者へ利益還元

森林の集約化の促進・森林境界の明確化、災害に強い作業路網の構築は喫緊の課題と位置づけ、対応を進めます。奈良県より配置いただいたフォレストターの専門的知見を活かし、長期的で安定した森林管理に取り組みます。

村有林事業は、必要最低規模の予算計上とし、民有林は、国・県の補助制度を活用し保育間伐や搬出間伐など森林整備を積極的に行います。村内林業事業体の素材生産コストの低減、作業効率向上を目的に、引き続き、高性能林業機械などの導入費用の一部を補助します。

継続して十津川村森林組合に相談窓口を設置し、森林の管理や処分に対する相談に応じ、森林の集約化を図ります。村産材の利用拡大を図るため、村産

材・村内製材所・村内業者などの施工による住宅の新築・増改築に必要な木材購入費の補助を引き続き行います。

地域農業活性化と耕作放棄地発生防止

農産物の施設栽培の取組みを支援する農林産物施設栽培整備支援事業と、耕作者の負担軽減と農地の利用促進と集落保全を推進するため、農業機械導入支援事業を引き続き実施します。

鳥獣対策

農林水産物被害の防止と捕獲技術の向上や捕獲の担い手を確保する取り組みを推進します。また、有害鳥獣の捕獲に対し、捕獲奨励金の増額等を行い、より一層の捕獲頭数の増加と効果的な個体調整を実施します。

安心・安全な生活環境・基盤の充実

05

生活の基盤を守り、村ならではの暮らしの魅力高め、村民が安心・安全・心豊かに暮らし続けられるむらづくりを目指します。

防災機能を高める迂回路の整備

林道川津今西線の通行止め解除に向け、引き続き工事を実施します。通常時は森林整備、非常時には代替路として防災機能を兼ねた基幹作業道「上湯川迫西川線」は、すみやかな供用開始を目標に進めます。橋梁長寿命化事業などの事業も引き続き取り組みます。

主要幹線である国道168号の直轄整備工事に関する発生土受人地確保に向けても準備を進め、奈良県、国土交通省および国会議員への早期道路改良の要望活動を行います。

公共施設の再編

個別施設管理計画に基づき、耐震基準を満たさない施設の解体を重点政策と位置づけ、施設周辺住民の安全確保と維持管理費削減に努めます。

公共交通

村営タクシー「郷土号」は、利用者の利便性向上のため、事業者と利用条件等拡充に向け検討を進めます。村営バス運行は、スクールバスの位置づけを最優先として運行形態を見直し、暮らしやすい住生活の環境整備を進めます。

生活環境整備と集落周辺の森林環境保全

人家及びライフライン等周辺の危険な立木竹の伐採と搬出処理に補助する「集落環境等保全事業」を継続し、集落内の伐採木の処理や草刈のレンタル機材の補助を新たに追加します。

安定した飲料水の供給

令和5年度から14地区で料金徴収による管理運営を行っていますが、令和6年度から公営企業会計に移行します。あわせて簡易水道の適切な管理運営に向け更新計画の策定を行います。共同飲料水供給施設、個人管理の施設を含めて調査・支援、維持管理や施設整備を継続します。

災害に対する体制づくり

役場庁舎前に昨年「診療所機能を含めた災害対策本部拠点施設」を整備し、

自律分散型防災体制構築の第一歩として運用を開始しています。

ダム及び堆積土砂対策

ダムに起因した堆砂や堆砂排除に伴う環境問題、堆積土砂処理などの対策をダム管理者と河川管理者に継続して要望します。国や県に対しては、熊野川の総合的な土砂管理に向けた取り組みについても、各種協議会を通しての要望を行います。

行財政の再生

06

行政の効率化や財政基盤の安定化、公共施設など限られた経営資源を有効活用することを視点に入れながら、住民サービスの向上に努めます。

職員の意識改革、資質・能力の向上

役場、村民、関係団体、事業者などが「村一体」となったむらづくりを目指し、職員が村民の目線に合わせた感覚を持ち合わせ、一人ひとりが経営感覚をもつ必要があります。職員一人に対する業務遂行の能力がより一層求められており、職員全体のスキルアップに向けた人材育成・研修を進めます。

自主自立を基本に行財政改革

今後も継続して物価上昇の流れは続くと思われ、今までの経営経費では対応できない状況が予想されます。国・県の補助事業を最大限活用し、財源を確保しつつ、見直すべきは見直しを行います。

お知らせ
します！

村の家計簿 令和6年度当初予算

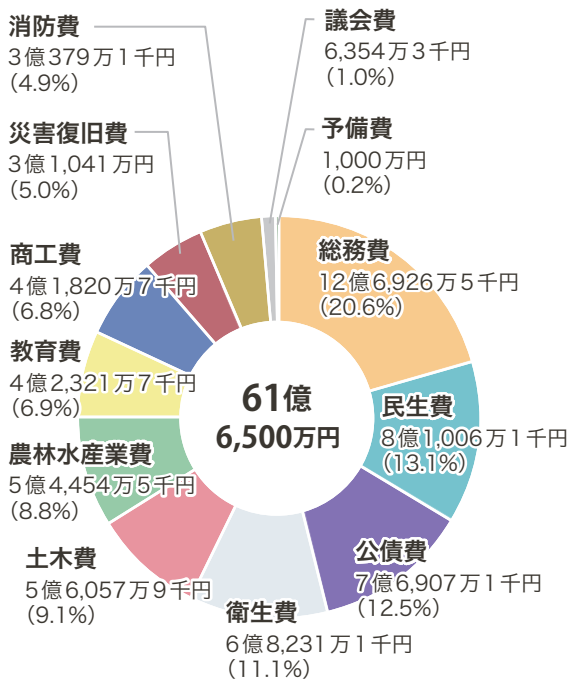


一般会計 **61億6,500万円**

(前年度比 3億7,000万円増)

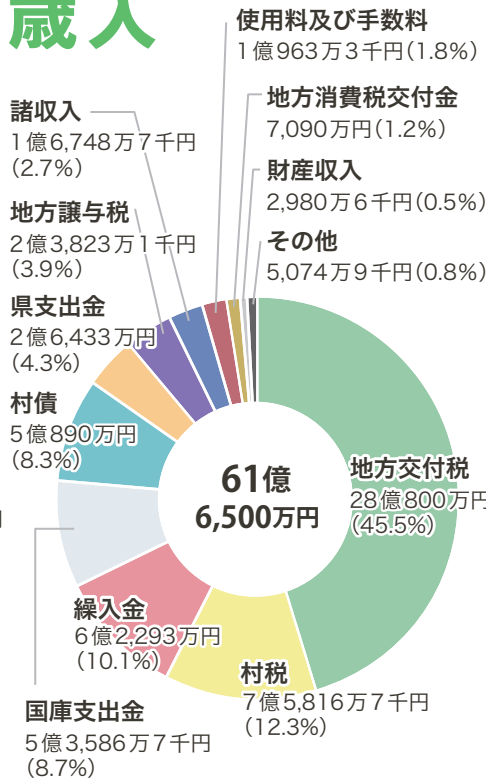
一般会計

歳出



一般会計

歳入



※パーセンテージはそれぞれの項目ごとに四捨五入しているため、総計が100%にならない場合があります。

各特別会計の予算額

特別会計 **17億2,190万9千円**

(前年度比 4億3,048万1千円減)

会計名	当初予算額	前年比
国民健康保険事業	4億2,596万8千円	▲ 4.4%
後期高齢者医療	7,215万8千円	4.4%
国民健康保険診療所事業	1億7,464万5千円	▲ 5.4%
介護保険事業	6億6,273万4千円	▲ 1.1%
貯木場等維持管理事業	3億4,539万3千円	▲ 20.8%
十津川温泉事業	2,836万2千円	0.0%
湯泉地温泉事業	1,264万9千円	▲ 11.1%

※簡易水道事業特別会計は、令和6年度より地方公営企業法を適用

公営企業会計の予算額

会計名	当初予算額	前年比
簡易水道事業会計	4億5,583万4千円	—

令和6年度の主な事業

事業名	当初予算額
村っこ高校生世代応援補助事業	528万円
高森の郷指定管理料	4,156万円
民間賃貸住宅整備促進支援事業	2,400万円
周遊観光バス運行事業	431万円
谷瀬の吊り橋周辺整備事業	1億2,500万円
源泉かけ流し温泉・世界遺産登録ダブル20周年事業	1,931万円
十津川村公共施設解体事業	1億9,373万9千円
地籍調査事業	1,964万5千円
基幹作業道整備事業(上湯川迫西川線)	8,360万円

— お問い合わせ —
財政課 ☎0746-62-0903

令和6年3月1日から

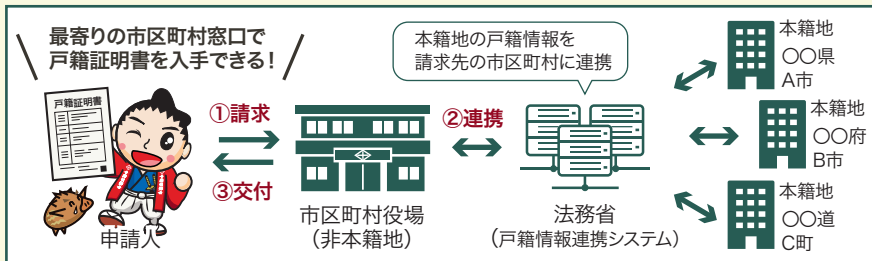
戸籍制度が 利用しやすく 変わりました

戸籍法の改正に伴い、
戸籍謄本の取得や戸籍の届け出が
便利になりました。

— お問い合わせ —
住民課
☎0746-62-0900

✓ 全国にある戸籍証明書(戸籍謄本など)が取得できます

戸籍を十津川村外(遠方の自治体)に置いている人でも、住民課窓口でご請求いただけ
るようになりました。相続手続きなどの負担が減りますので、ぜひご利用ください。



1. 請求できる人は直系の親族*のみになります。委任状などによる代理請求はできません。
2. 窓口での本人確認には運転免許証やマイナンバーカードなど、顔写真付きの証明書が必要で
す(保険証などは不可)。

※ 直系の親族とは?

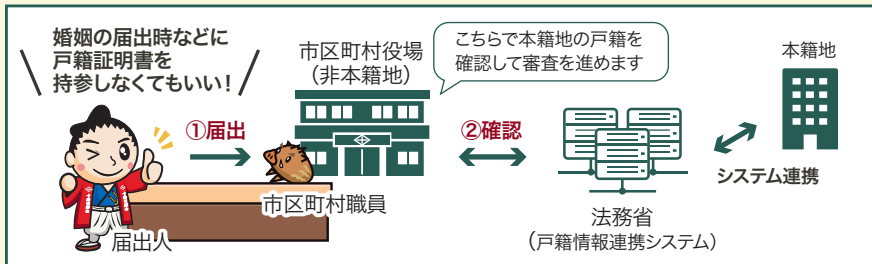
請求者(本人)、配偶者、父母、祖父母、子、孫を言います。結婚し、両親の戸籍から
離れた兄弟姉妹(家系図上 横の繋がり)は傍系となるため、請求できません。

注意

✓ 戸籍の届出を提出する際に、戸籍謄本の添付が不要になりました

これまで、婚姻や転籍、養子縁組
など、戸籍の異動に係る届書を提出
する際、十津川村に本籍を有しない
人は戸籍謄本の添付が必要でした。

3月1日以降は、原則すべての人の
戸籍謄本の添付が不要になりました。



役場人事異動

〔 〕は旧職

(3月31日付)

○課長補佐級

▼若山 学・奈良原【農林課主幹】

○退職

▼玉置 広之【建設課課長補佐】

▼金森 悠【福祉事務所主査】

▼川本 悠【総務課主査】

▼小田 萌美【福祉事務所保育士】

(4月1日付)

○課長補佐級

▼峯砂 安雄・住民課課長補佐【教育課課長補佐】

▼千葉 典子・教育課課長補佐【診療所事務長】

▼鎌倉 由美子・建設課課長補佐【建設課係長】

▼下野 靖典・診療所事務長【財政課係長】

▼大前 裕司・農林課主幹【建設課係長】

▼四方 大輔・福祉事務所次長【福祉事務所係長(社協派遣)】

○係長級

▼鎌塚 康史・建設課調整官【建設課参事】

▼浦奈 央・財政課係長【建設課主査】

▼鈴木 悠太・企画観光課係長【企画観光課主査】

▼浦健 太・福祉事務所係長【農林課主査】

▼垣野 江美・上野地保育所(係長)

【みどり保育所(係長)】

▼則本 ちほ・小原保育所(係長)【上野地保育所(係長)】

▼藤本 昇吾・上野地保育所(係長)

【小原保育所(係長)】

○主査級

▼山本 雅也・総務課主査【総務課主事】

▼岸上 拓夢・財政課主査【財政課主事】

▼小林 元・防災対策課主査【防災対策課主事】

▼平井 早矢香・みどり保育所(主査)【みどり保育所(主事)】

○主事級

▼吉川 由・総務課主事【総務課主事 奈良原派遣・市町村振興課】

○調理員

▼津賀 悟志・十津川第一小学校【小原保育所】

▼横倉 稚佳子・小原保育所【十津川中学校】

▼熊澤 育人・十津川第二小学校(兼)みどり保育所【十津川第一小学校】

○新規採用

▼温井 郁子・十津川中学校【十津川第二小学校(兼)みどり保育所】

▼上田 ほか・住民課主事

▼上平 健登・建設課技師

▼石塚 美由希・診療所看護師(主事)

▼小水 知絵・小原保育所(主事)

▼森川 麻耶・みどり保育所(主事)



にっぽんの宝物「十津川じびえ塾」 全国大会グランドグランプリで第3位受賞

2月20日～21日に東京都で行われた「にっぽんの宝物 JAPAN グランプリ 2023-2024」(主催:にっぽんの宝物 JAPAN 事務局)で、十津川じびえ塾の「十津川じびえ塾ツアー」がグランドグランプリ第3位、ローカルフード・肉料理/加工部門ではグランプリを受賞しました。

日本で捕獲鳥獣の多くが破棄されている現状と、ジビエの本当の価値を知ってもらうために、山の探索から、捕獲、食肉加工施設の見学、実食までを体験するツアーを提案しました。



写真提供:にっぽんの宝物事務局



写真提供:総務省

▲新宮山彦ぐる一ぶの沖崎代表(右)と馬場成志総務副大臣(左)
(東京都の都市センターホテルで行われた表彰式で)

「新宮山彦ぐる一ぶ」ふるさとづくり大賞 世界遺産・奥駈道など古道の保全維持活動

2月16日、新宮山彦ぐる一ぶ(新宮市、沖崎吉信代表)が、令和5年度「ふるさとづくり大賞」団体表彰(総務大臣表彰)を受賞しました。

総務省では、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、全国各地で「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰する「ふるさとづくり大賞」を実施しています。

昭和49年に発足した新宮山彦ぐる一ぶは、修験道「南奥駈道」の再生や、奥駈道の保全維持活動に長年取り組まれています。また、山小屋の整備や登山者の安全確保などにも寄与されており、山岳奉仕活動に尽力し続けています。

check!

十津川村史

歴史資料編(近現代) 販売開始!

「歴史資料編(近現代)」は、既刊の「歴史資料編(近世1)」及び「歴史資料編(近世2)」に引き続き、十津川村に関わる史料を翻刻(くずし字を活字に直すこと)したものです。

現代語訳はされていませんが、項目ごとにコラムや解説が用意されています。

明治から昭和にかけての十津川村に興味のある人は、ぜひ一度ご覧ください。

この資料編や十津川村史の既刊は、下記窓口で販売しているほか、役場1階「のら文庫」で貸出もしています。

これからも順次資料編や本編を刊行する予定ですので、引き続き調査研究などにご協力のほど、よろしくお願いします。



歴史資料編(近現代)

購入案内

価格

特別価格 1,000円

※下記に該当する人のみ
十津川村民・新十津川町民・
十津川郷友会員・新十津川町望郷会員

一般価格 2,000円

販売窓口

教育委員会事務局 (役場2F)
十津川村歴史民俗資料館 (役場前)

※配送も承ります(要送料)
配送をご希望の人は、下記までお問合せください。

お問合せ

十津川村教育委員会 ☎0746-62-0003



村の経済成長を考える 飯田泰之氏講演会

地域経済の専門家が解説する持続可能な経済・産業構造

3月19日、住民ホール(大字小原)で、明治大学政治経済学部教授の飯田泰之さんを講師に迎え、役場と十津川村商工会との共催で講演会を開催しました。『日本経済はどこに向かうのかー地域再生からはじまる経済成長ー』という演題で、十津川村の地域経済と今後の成長について考えました。講演会には約60人が参加し、村の主要産業の中でも観光や飲食サービスの高付加価値化やエネルギー事業の可能性などについて話しました。

「空」中の村で村民向け特別料金

今年は「年間パスポート」も復活販売!

アスレチック施設「空中の村」が今年も3月1日から営業を開始しています。2020年にオープンして以来、村民割引料金が設定されていますが、村民に自然の中で過ごす時間をもっと楽しんでほしいと、今年から村民割引が拡大しました。全施設が半額で利用できます。

また、今年は「年間パスポート」も販売。昨年からの宿泊が可能になったツリーハウスや透明ドームなどの利用ができる「夜間体験年間パスポート」も販売されています。



空中の村

Open 3月1日～11月30日
定休日 火曜日 ※8月20日閉園

十津川村大字小川112
メール: info@kuuchuu-no-mura.com
電話: 0746-62-0567



空中の村HP

村民特別料金



昼間を愉しむ	55分	115分	1日
空中ウォーク	1,000	1,250	1,500
貸切ツリーハウス	1,000	1,500	2,000
貸切透明ドーム	750	1,000	1,250
共通年間パスポート	7,500		

夜間を愉しむ	1人	2人	3人	4人
ツリーハウス	7,000	6,000	5,000	4,000
空中テント	5,000	4,000	3,000	-
空中ハンモック	3,000	2,500	2,000	*
* 3～5人まで同じ料金				
透明ドーム	6,000	5,000	4,000	3,500
宿泊年間パスポート	15,000 (連泊は2泊まで)			

※価格は全て1名様あたりの料金です。
※レンタル品・飲食物は通常料金です。

=お願い=

- 受付で村民であることを必ず伝えてください。
- 3歳未満はご入場できません。
- 宿泊、空中ウォーク、貸切ツリーハウス、貸切透明ドームは要予約



日本民家集落博物館の 大和十津川の民家

大阪府豊中市にある「日本民家集落博物館」に、十津川村の民家が移築され、保存・公開されていることはご存じですか？

文政6(1823)年頃の建築という旧丸田家住宅(大阪府指定有形文化財)は、昭和37(1962)年に大字込之上から日本民家集落博物館に移築されました。地形に即した横一列の間取りで、壁と屋根には杉板が使われています。台風が頻繁に通過する地域なので、谷底から吹き上げる強い風雨から軒下を守るために「ウチオロシ」や「スバルのウチオロシ」と呼ばれる板張りがあることも特徴です。

土地の自然を活かし、調和しながら生活を営んでいた人々の知恵が随所にうかがえます。日本民家集落博物館では、日本各地の代表的な12棟の民家を移築復元し展示しています。



日本民家集落博物館

大阪府豊中市服部緑地1-2
詳しくはホームページへ▶



教育だより 第187号

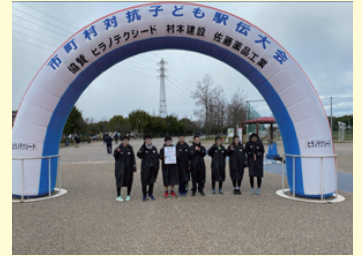
【お問い合わせ】
教育委員会事務局
☎0746-62-0003

市町村対抗子ども駅伝大会 村の部3位

12月からの練習の成果を発揮し、全体28位と健闘



3月2日、榎原運動公園で、第19回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。大会は、一周1630mのコースを1人1周し、計6人でタスキをつなぎました。また、補欠の選手は同じコースを走るタイムトライアルレースに参加しました。選手は12月から行ってきた練習の成果を発揮し、全員が自己ベストのタイムをマークしました。全体では、参加した35チーム中28位、村の部では、山添村、明日香村に続き3位入賞を果たしました。選手の皆さん、おめでとうございます！



青年県外(北海道)研修に行ってきました!

2年に一度の新十津川町訪問 青年5人が参加

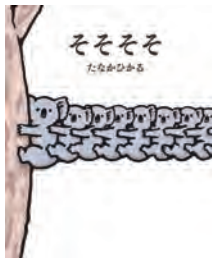


2月23日〜26日、村の青年5人が北海道へ研修に行ってきました。昭和48年から始まった訪問は、今回で29回目となります。新十津川町に到着するなり町主催の歓迎会があり、谷口町長をはじめ、久保田教育長などから身に余る歓迎を受けました。2日目は、1日かけて町内の金滴酒造、新十津川神社、開拓記念館などの見学や新庁舎で鳥獣被害対策やキャンプフィールドについて勉強させてもらったほか、浦臼町のジビエ処理加工センターの見学もさせてもらいました。また、町の青年との意見交換も行われ、充実した、新十津川町での研修となりました。3日目は、札幌にて開拓の村や、円山動物園を見学しました。今回の研修で新十津川町と十津川村の繋がりがより深まったと思います。また、新十津川町の手厚いおもてなしに感謝するばかりでした。



一般
『怒りたくて怒ってる
わけちゃうのになあ』
かしわとたくひろ／著

児童の支援員として多くの小学生と時間を共に過ごしてきた著者が、お互いが笑顔で過ごせるために何が必要かを考えまとめた本。児童で過ごす子どもたちのリアルな言動を事例にしたマンガで、専門的な視点と子どもの思いを第一に考えた実践方法をまとめました。



児童
『そそそそ』
たなかひかる／作

木にしがみつくとコアラの親子。よく見ると子どもがたくさん!大丈夫かなと思ったらコアラの足が突然にゆーん!そそそと歩き出したコアラの親子、次々と動物が出てきて、にゅーんとどこかが伸びていきます。「頭は良くならない絵本シリーズ」です。



◆新着おすすめ図書◆

のら文庫
役場玄関入ってすぐの文庫です。
図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館／平日 8:30~17:15
休館／役場の閉庁日
◆貸出上限 ひとり5冊
◆貸出期間 3週間まで



高校だより

Totsukawa High School

とこ
やればできるを学べる学校

十津川高等学校

学校行事

第76回卒業証書授与式

3月1日に本校体育館で第76回卒業証書授与式を挙りました。ふるさと共生コース15人、木工芸・美術コース9人の合計24人が本校を卒業しました。新型コロナウイルス感染症の制限を終えてから初めての卒業式で、村長をはじめ御来賓の方々や保護者、在校生も出席し、以前と変わらない様式で行いました。式では担任からの呼名にしっかり返事し、学校長から卒業証書が授与されました。



式後は、各教室に戻り、最後のホームルームを行いました。担任からの挨拶や、プレゼントなどもあり、笑顔と涙に包まれたホームルームでした。3年生たちのこれからの進路先での活躍に期待します。

またこれまでの3年間、十津川村の方々には多くの御支援、御指導をいただきました。本当にありがとうございました。



令和5年度修了式・離任式

3月19日に修了式を行いました。修了式では学校長より、春休み中の過ごし方についてや、文武館・十津川高校の創立160周年を迎える来年度に向けての熱いお話がありました。

また修了式に続き、退任式と離任式が行われ、この3月で学校長の退任、そして4人の先生が離任されることになりました。離任する教員から生徒達にメッセージが送られ、別れを惜しむ生徒が涙を流していました。4月からは新たな教員が着任し、生徒達と一緒に十津川高校を盛り上げていきます。



道路の占用について

道路敷(村道、林道、農道)を占用する場合は、申請が必要です。

●例えば・・・

- ・道路敷地内の獣害用ネットや電気柵の設置
- ・浄化槽設置時の排水管の敷設
- ・灌漑用ホース(農業用)の敷設
- ・看板などの設置 など

※申請を行わず、無許可で道路敷地内に工作物などを設置することは「不法占用」として行政指導の対象となります。

また、占用物件によっては占用料金が発生します。

詳しくはお問い合わせください。

問 建設課 道路・河川係 ☎ 0746-62-0904

時 年間スケジュールはホームページをご確認ください。
開催時間 午後3時～5時

お知らせ

【労働相談会を毎月開催】

弁護士、大学教授などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3人の労働委員会委員が相談員となり、解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。
費用は無料です。

(相談時間は1人30分程度)

所 奈良県奈良総合庁舎3階(奈良市)
申 事前予約制(開催日前夕日の午後2時まで)。

詳しくはホームページへ。

問 奈良県労働委員会事務局

☎ 0742-20-4431

↑ <https://www.pref.nara.jp/46104.htm>



【無料法律相談】

奈良県弁護士会の担当弁護士による法律相談を行います。

時 5月30日(木) 午後1時～4時

所 十津川村役場 第2会議室

申 要予約。左記問合せ先申込み。

2週間前から、平日のみ受け付け。

問 奈良弁護士会・中南和法律相談所

☎ 0742-22-2005

【事業者必見！】

定額減税説明会(源泉所得税関係)

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に、令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。

今後、関係する税制改正案が成立し、施行された場合には、令和6年6月1日以後最初に支払う給与などにつき、源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、事業者(給与支払者)を対象とした説明会を開催します。

説明内容

- 制度解説用動画の上映(約30分)
 - 定額減税制度の概要
 - 具体的な事務手続の説明
 - 質疑応答
- ※途中退席しても構いません。

時 4月12日(金) 午後2時～4時

4月19日(金) 午後2時～4時

4月26日(金) 午後2時～4時

5月10日(金) 午後2時～4時

5月17日(金) 午後2時～4時

5月24日(金) 午後2時～4時

5月31日(金) 午後2時～4時

定員 各回15人

所 吉野税務署 2階大会議室

(吉野町丹治200番1)

申 国税庁LINE(ライン)アカウントから事前予約。

国税庁LINEアカウントはこちら

☎ 0746-32-33005



問 吉野税務署 法人課税部門

☎ 0746-32-33005

※自動音声流れましたら、音声案内に従って、「2」番を選択してください。

※国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」には、各種パンフレットやQ&Aを掲載しております。ぜひご確認ください。

「定額減税特設サイト」はこちら



庁舎3階
議会事務局 62-0002

災害対策本部拠点施設
防災対策 62-0910
小原診療所 63-0040

庁外
衛生センター 63-0391
し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137
体育文化センター 63-0067

役場以外
観光協会 63-0200
森林館・空中の村 62-0567
道の駅十津川郷 63-0003
泉湯 62-0090
滝の湯 62-0400

庵の湯 64-1100
温泉プール 64-0762
高森の郷 64-1800
社会福祉協議会 67-0171
北部保健センター 68-0017
森林組合 64-0301

商工会 62-0132
十津川警察庁舎 63-0110
五條消防十津川分署 64-1190
五條消防大塔分署 0747-36-0317

お知らせ

【大淀養護学校 保護者説明会・体験学習】

知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者などに対して、養護学校の教育の理解と認識を深められるように説明会などを行います。

【小学部】

○就学説明会

【対象】 令和7年4月に小学生となる
知的障害のある幼児の保護者

時 5月1日(水)と5月7日(火)
午前10時～11時30分

○就学相談(個別体験学習)

【対象】 令和7年4月に小学生となる
知的障害のある幼児と保護者

時 5月14日(火)～12月11日(水)
午前10時～11時30分

【中学部】

○第1回体験学習

【対象】 知的障害のある小学6年生と
保護者、小学校の教員ほか

時 6月10日(月)～7月1日(月)
午前10時30分～正午

【教育相談】

お子さんの日常生活指導・教科指導など特別支援教育についてのご相談などがありましたら、ご利用ください。事前に申し込みが必要です。

所・申・問

奈良県立大淀養護学校(大淀町)

☎0747-52-7655

✉oyodo.yogo-info@e-net.nara.jp

【ホームページ掲載先】

奈良県立大淀養護学校

(保護者・地域の方へ)

【児童福祉出張相談】

原則18歳未満の児童に関するさまざまな相談に児童福祉司や児童心理司が無料で応じます。

時・所

①吉野町中央公民館(吉野町)
6月20日(木)、8月15日(木)、
10月17日(木)、12月19日(木)、
2月20日(木)

相談時間

午前10時30分～午後4時

②下市町保健センター(下市町)

5月16日(木)、7月18日(木)、
9月19日(木)、11月21日(木)、
1月16日(木)、3月13日(木)

相談時間

午前10時30分～午後4時

申 左記問合せ先に電話で予約。

問 奈良県高田(こども家庭相談センター)

☎0745-22-6079

募集

『村報とつかわ』の製本募集】

「村報とつかわ」が令和6年3月号で750号を迎えたことを記念して、村報を収集している人を対象に、製本を行います。製本を希望する人は、企画観光課までお申込みください。料金はお申込み人数によって変動があります。

(参考)過去の製本料金(1冊当たり)
601号～650号 10800円

651号～700号 18500円

申 5月31日(金)まで

問 企画観光課

☎0746-62-0004

✉kikaku3@vil.totsukawa.lg.jp



▲写真はイメージです

防衛省 自衛隊

職業説明会のご案内

令和6年4月22日(月) 10時～16時

ハローワーク下市(下市町下市2772-1/☎0747-52-3867)

国家を守る、公務員。それが、自衛官です。



ブースで待ってるシカ!



問 自衛隊奈良地方協力本部
五條地域事務所
☎0747-22-3789
(平日 9:00～17:45)



役場代表

電話 0746-62-0001
FAX 0746-62-0210
IPフォン 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎1階

住民(住民) 62-0900
(保健衛生) 62-0911
福祉(福祉) 62-0902
(介護保険) 62-0901

施設(施設)

(水道) 62-0908
出納 62-0906
財政 62-0903
建設(道路・河川) 62-0904
(用地・ダム) 62-0907

庁舎2階

総務 62-0001
企画観光 62-0004
農林(農業) 62-0005
(林業) 62-0909
教育 62-0003

行政サービスが制限されます
 村税などの滞納により

村では、納付意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消するため、村税等を滞納した場合、行政サービスの一部制限を行っています。



村税等とは……

村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、住宅使用料、駐車場使用料、温泉使用料、し尿処理手数料、残土処理手数料、奨学金償還金、キッズルーム利用料

制限される行政サービスなど

- 表彰に関すること
- 行政財産の使用許可に関すること
- 村営住宅の入居に関すること
- 競争入札参加資格に関すること
- 工事及び修繕の請負に関すること
- 補助金、交付金及び助成金の交付に関すること
(医療費助成や児童手当、生活保護など扶助費及び扶助費に準ずるものは除きます。)
- 奨学資金の貸付に関すること
- 各種委員の選任に関すること
- 普通財産の貸付・売払に関すること
- 指定管理者の指定に関すること
- 物品等の購入・借上げに関すること
- 業務委託に関すること

上記の行政サービスなどの届出や申請を行う場合、法人(団体)については法人(団体)及び法人(団体)の代表者、個人については個人及びその世帯員全員の過年度分の村税等の滞納がないことに加え、それぞれ所定の要件を満たす必要があります。ただし、滞納があっても分納誓約を交わしそれを履行している場合は特例措置として行政サービスなどの制限はされません。

詳しくは、各行政サービスなどの担当課にお問い合わせください。

村税等は納期限内に納めましょう!



納付が困難なときは……

特別な事情で納期限までに納めることができないときは、そのままにせず、お早めに下記までご相談ください。

村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	—— 財 政 課	☎62-0903
後期高齢者医療保険料	—— 住 民 課	☎62-0900
し尿処理手数料	—— 衛生センター	☎63-0291
介護保険料	—— 福 祉 事 務 所	☎62-0901
温泉使用料	—— 企 画 観 光 課	☎62-0004
残土処理手数料	—— 建 設 課	☎62-0907
住宅使用料、駐車場使用料	—— 施 設 課	☎62-0905
水道料金	—— //	☎62-0908
奨学金償還金、キッズルーム利用料	—— 教 育 課	☎62-0003

福祉だより

十津川村地域活き生き支援事業補助金のお知らせ

魅力ある地域づくりや住民の生きがいをづくりのために、自主的かつ主体的な地域福祉活動を行う団体を支援します。

補助対象団体

- ① 4人以上の構成員を有し、村内を活動拠点とする団体
- ② 地域での福祉活動を主とした団体

補助対象事業

- ① 地域の元気づくりを図る事業
- ② 地域の生きがいをづくりを図る事業
- ③ 地域住民の健康増進を図る事業
- ④ 住民が集う場の構築を図る事業
- ⑤ その他村長が地域づくりなどに必要と認めた事業

例えば……

体操教室開催に係る講師料
通いの場のための会場使用料
健康器具購入費 など

補助期間

交付決定日から令和7年3月31日まで

補助率

補助対象経費の90%の額とし、10万円が上限となります。
※団体の構成員に対する人件費は対象外とします。

申込方法など

- 提出書類**
- ① 十津川村地域活き生き支援事業補助金申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 会員名簿(任意の様式)

募集期間 令和6年5月31日(金)まで

— お問い合わせ —
福祉事務所 ☎0746-62-0901



スマホで「防災とつかわ」の
お知らせが受け取れます

インストールはこちら!

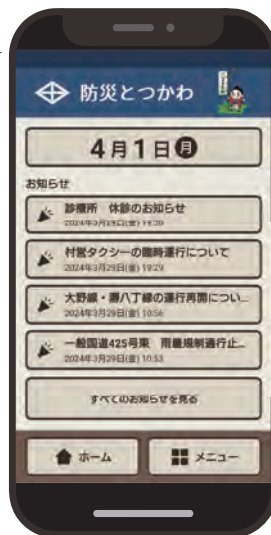


Android



iOS

※二次元コードを読み取れない場合は、
アプリストアで「ライフビジョン」を検索してください。



いつでも!
どこでも!

道路

暮らし

防災

イベント

緊急情報

◀スマートフォンアプリの
画面イメージ

— お問い合わせ —
防災対策課
☎0746-62-0910

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

令和6年度も引き続き公費助成を行います。昨年度までと対象者が変更になっています。

接種を希望する人は、住民課 保健衛生係までお申し込みください。

この予防接種は肺炎球菌が原因となる肺炎の感染症を予防し、肺炎にかかった場合、重症化を防ぐことがあります。1回接種すると通常5年間予防効果が持続します。

定期接種対象者

- 65歳の人（65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで）
- 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人

定期接種以外の対象者

- 66歳以上で過去に助成を受けていない人（66歳の誕生日から）

接種費用

	定期接種対象者		定期接種以外の対象者	
	自己負担額	助成額	自己負担額	助成額
中川医院	4,000円	4,000円	接種できません	
診療所	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
村外医療機関	助成額を除いた額	接種費用の1/2 (上限 4,000円)	全額	なし

助成が可能な回数

1回（過去に助成を受けたことがある人は対象外です）

新型コロナウイルスワクチン定期接種について

令和6年度(2024年4月1日)以降の新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種から、高齢者インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種に位置づけられます。

定期接種対象者

- 65歳の人
- 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人

定期接種の開始時期

令和6年秋頃

接種間隔・方法

毎年度1回、筋肉内に注射する

接種費用

自己負担が必要です（詳細は申込時に案内します）

健康だより

40歳・50歳・60歳・70歳の方は
無料で歯・口腔に関する検診を受けられます！



検診機関 下西歯科医院(大字平谷)

検診期間 令和6年5月1日～12月28日

対象となる人には、後日、受診券を郵送いたします。

この機会にお口の健康について
見直しましょう！

HPVワクチンの接種を逃した人へ 大切なお知らせ

HPVワクチンの接種を個別にお勧めする取組が差し控えられていた間に、定期接種の対象であった人々の中には、ワクチン接種の機会を逃した人がいらっしゃいます。

こうした人に、公平な接種機会を確保する観点から、あらためて接種の機会をご提供しています。

対象となる人

平成9年度生まれ～平成19年度生まれ(誕生日が1997年4月2日～2008年4月1日)の女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない人
※令和4年度から対象となる人には、個別通知を行っています。

接種可能な時期

令和4(2022)年4月～令和7(2025)年3月の3年間、公費で接種できます。

注意事項

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月かかります。
接種を希望する人は、お早めの接種をご検討ください。



HPV「キャッチアップ接種」

2025年3月まで

平成9～18年度生まれの女性対象

— お問い合わせ —

住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

こんなときは必ず**14日以内**に届出を!!

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、はんこ
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書(または退職証明書)、はんこ
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、はんこ
	子どもが生まれたとき	はんこ
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、はんこ
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめる	他の市区町村へ転出するとき	保険証、はんこ
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証、はんこ (職場の健康保険が未交付の場合は、 加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、はんこ
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、はんこ
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
その他	村内で転居したとき	
	世帯主、氏名が変わったとき	保険証、はんこ
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(または学生証の写し)、はんこ
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、はんこ

※ 上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。

※ 75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときは、届け出は不要です。

届出が遅れると

- 国保の資格が発生した月の分まで、さかのぼって国保税を納めることになります。
- 資格がなくなった後で国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することになります。

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・ 財政課 ☎0746-62-0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・ 住民課 ☎0746-62-0900

年金だより

これだけは知ってほしい

国民年金は“**想定外のリスク**”に 対応できる「**国の保険**」です

65歳になったとき

老 齢 基 礎 年 金

国民年金を10年以上納付した人が65歳から受け取る老後のための年金です。

病気やケガで
傷害が残ったとき

傷 害 基 礎 年 金

国民年金加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。

※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

一家の大黒柱が
亡くなったとき

遺 族 基 礎 年 金

国民年金に加入中の人亡くなったときの遺族のための年金です。

原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象となります。

メリット

- 生涯にわたって受け取れます。
- 物価変動などの経済変化に対応しています。
- 国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります。

※所得などの一定条件を満たす必要があります。

年金の疑問にお答えします

Q1 将来、年金は本当に受け取ることができるの？

A はい、もらえます。

将来にわたって、持続的で安心できる制度とするための年金財政の仕組みが導入されています。

Q2 年金は、年をとってからの保障だけなの？

A 障害や遺族に対する保障もあります。

国民年金加入中に病気やケガで障害を負うなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万が一本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者に「遺族基礎年金」が支払われます。

Q3 保険料を払う余裕がないときでも必ず払わないとだめなの？

A 20歳以上60歳未満の人^(注)は納付する必要があります。ただし、経済的に納付が困難な人は、納付免除、納付猶予、学生納付特例制度などがあります。

(注)厚生年金保険などに加入されている人、その人に扶養されている配偶者の人は、国民年金保険料を支払う必要はありません。

お問い合わせ 大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531
住民課(国民年金窓口) ☎0746-62-0900

＊おたんじょうび＊ ＊おめでとう＊

お誕生日のお子さん
募集中! 3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

- ①お子さんの氏名(ふりがな)
- ②お住まいの大字 ③生年月日
- ④お子さんにひとこと

(文字数が多い場合は修正します)

〈申込先〉企画観光課

✉ kikaku3@vill.totsukawa.lg.jp



いぶぎ
後木 惟希 ちゃん
(猿飼)

4月1日生まれ(満3歳)
歌とダンスが大好きないぶちゃん
元気に大きく育ててね!

取材先を募集します

「村報とつかわ」に出演してみませんか?



広～い村のあちこちで 元気に活躍する“十津川人”を紹介するコーナー!

お仕事や商売、地域活動をする、ひとや団体、企業など
十津川村で活躍する「十津川人」を募集します!
皆さんの活躍を村報で紹介しませんか?



村報に出てもいいかなという人、ぜひご連絡ください。



企画・取材／企画観光課 ☎0746-62-0004

✉ kikaku3@vill.totsukawa.lg.jp

今月の「テレビだより 十津川☆いちばん!」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
(第1ch)9:00～、17:00～

●地域創造シンポジウム



地域創造シンポジウム

あとがき

▶「春山淡冶にして笑うが如く」と山々の桜も満開で、すっかり春の景色になりました。清明の時節雨粉粉、せつかくの春の盛りの時期に雨模様が多かった印象です。これから二十四節気の穀雨を迎えますが、「雨生百穀」と春の雨は穀物を潤し実りをもたらす雨です。杜甫の詩に「好雨時節を知り 春に当って乃ち発生す」(よい雨は、その降るべき時節を知っ

ており、春になると降り出して、万物が萌えはじめる)とあります。今年の雨は生命を育む「よい雨」ばかりであれば良いですが、いつ何が起るかわからない世の中、自分でできる防災対策はしっかりしておきたいですね。また、今年はダブル20周年記念で花火大会も開催されます。この日は「どうか晴れますように」と祈るばかりです。(弓場)

●今月の表紙 春の苔(撮影場所:大字杉瀬)

人のうごき (敬称略)

おくやみ

津賀 リン	83歳	3月1日(平 谷)
狩谷美津子	96歳	3月3日(永 井)
千葉 康司	41歳	3月11日(谷 瀬)
千葉カズエ	92歳	3月16日(玉垣内)
大谷 勢子	87歳	3月22日(小山手)
乾 よしこ	89歳	3月27日(桑 畑)

十津川村の住民基本台帳人口

(令和6年4月1日現在)

	男	女	計
15歳未満	114	100	214
15～64歳	723	526	1,249
65歳以上	581	760	1,341
合計	1,418	1,386	2,804
前月比	-17	-24	-41

●世帯数 1,629世帯(前月比 -26世帯)

善意銀行 (敬称略)

十津川村民生児童委員協議会

てんいち先生



集落の絶景

水仙と桜の共演(大字桑畑/果無集落)

撮影:佐古金一さん(大字平谷)



くらしのカレンダー

●・●診療情報 ▲・●イベント情報
※行事は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11 ●消内【小原】	4/12	4/13 ●土曜【小原】
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18 ●整形【小原】	4/19	4/20
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25 ●消内【小原】	4/26	4/27 ●土曜【小原】
4/28	4/29 昭和の日	4/30	5/1	5/2	5/3 憲法記念日	5/4 みどりの日
5/5 こどもの日	5/6 振替休日	5/7	5/8	5/9 ●整形【小原・上野地】	5/10	5/11 ●土曜【小原】

小原診療所

☎0746-63-0040

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~11:00	○	○	○	○※1	○	○※2
13:30~15:30	○	○	○	○	○	×

※1 整形外科診療日…第1・3木曜日(午前のみ)、消化器内科診療日…第2・4木曜日【完全予約制】
(整形外科、消化器内科は診察日が変更になる場合があります)

※2 土曜診療日…第2・4土曜日(午前のみ)

文字表記

土曜…土曜診療日
整形…整形外科診療日
消内…消化器内科診療日
休診…休診日
小原…小原診療所
上野地…上野地診療所

上野地診療所

☎0746-68-0207

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:15~11:00	×	×	○	×	×	×
13:30~15:00	○	×	×	○※1	○	×

※ 整形外科診療日…第1木曜日(午後のみ) (整形外科は診察日が変更になる場合があります)

予約制で診察を行っています。

事前に予約をしてからご来院ください。



ダブル20周年記念

十津川温泉郷

「源泉かけ流し宣言」

&

世界遺産

「紀伊山地の霊場と参詣道」

大花火大会

約5000発の花火が彩る祭典



各種 SNS でも随時情報公開予定



Instagram



X



Facebook

関連イベントも開催！

温泉ソムリエ認定セミナー in 十津川村

要予約 6/21(金) 10:00 ~ 14:50
ホテル昴
受講料27,500円(昼食代込)
お申し込みはコチラ→

温泉シンポジウム

6/22(土) 10:00 ~ ホテル昴
どなたでもご参加いただけます

第23回 昴の郷ふれあい物語

8/17(土) 昴の郷多目的広場

第1弾

6月1日(土)

上野地河川広場

第2弾

10月26日(土)

十津川温泉・二津野ダム湖周辺

※天候等の理由により、日程は変更になる場合があります。

主催：十津川村ふれあい物語実行委員会

十津川

村報とつかわ

2024(令和6)年4月10日・751号
発行編集・お問い合わせ先：十津川村企画観光課

TEL.0746-62-0001 FAX.0746-62-0210
〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村小原225-1
https://www.vill.totsukawa.lg.jp E-mail sounnu@vill.totsukawa.lg.jp